

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度（概要）

1. はじめに

丹波篠山市では、平成24年12月に制定した「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」や令和3年度に策定した「第3次丹波篠山市総合計画」の中で、すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、人権課題解決のための施策を推進することとしています。

近年、LGBTなど性的マイノリティ（性的少数者、セクシャルマイノリティ）について報道等で取り上げられて社会的関心が高まっている一方で、依然として社会の理解が得られていないことで、悩みや生きづらさを感じている当事者が少なくありません。

そうした中、全国的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えはじめ、県内でも阪神7市1町や明石市などが制度化しており、本市も令和5年度からの導入を検討しています。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様に性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重しあう社会の実現を目指していきます。

2. 制度の概要

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。結婚制度のような法的な効力を有するものではありませんが、同制度の導入により、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するものです。

また、民間においては、携帯電話の家族割や従業員向けの福利厚生の適用など、パートナーシップ証明をもって利用可能となるサービスも広がりつつあります。

3. 根拠規定

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

4. 用語の定義

(1) パートナーシップ

双方又は一方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、日常生活において協力しあう関係

(2) 性的マイノリティ

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。

(3) 宣誓

パートナーシップにある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

5. 宣誓対象者の要件

次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいない、かつ、宣誓をしようとする者以外の者と本制度及び他の自治体で実施している同様の制度でパートナーシップの宣誓又は登録をしていないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者（以下、「近親者」という。）同士でないこと。ただし、近親者以外の者と養親、養子の関係にある者同士の間においては、この限りでない。

6. 宣誓の方法

- (1) パートナーシップ宣誓書
 - (2) 住民票の写し、本市へ転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類
 - (3) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、
 - (4) 本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカード、個人番号カード、旅券など顔写真の貼付された官公署が発行した書類の写し）
- ※ 外国籍の方については、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることが確認できる書類及びその訳文

7. 交付書類

- 「パートナーシップ宣誓書受領証」…1枚、
「パートナーシップ宣誓書受領カード」…双方に各1枚

8. 通称名の使用

宣誓には通称名を使用することができる。

9. 申請方法

必要書類は事前に審査を経てください。パートナーシップ宣誓書に両当事者が所定の事項をそれぞれ自署し、申請者双方が同時に来庁して申請する。

なお、事前に必要書類を市民生活部人権推進課へ直接、または郵送で送付し、宣誓書受領証の交付日時を調整すること。

10. 申請窓口

市民生活部人権推進課（市役所第2庁舎）、男女共同参画センター（市民センター内）

11. 受領証の返還

次の場合、交付を受けた受領証を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消した場合

- (2) 死亡した場合
- (3) 双方が本市域外へ転出した場合

ただし、本市との間でパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体（以下「協定自治体」という。）に転出した場合にあつては、当該転出自治体へ提出する。

12. 制度の導入時

令和5年4月1日から施行（予定）

13. 関連する公的サービス

- (1) 市営住宅入居者の資格要件
- (2) 犯罪被害者支援の遺族要件
- (3) その他、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の規定に基づき実施している行政サービスについては、今後可能な限り、パートナーシップにある者も対象とするよう検討していく。

14. 関連する企業のサービス（参考）

- (1) 携帯電話の家族割サービスの適用
a u、NTTドコモ、ソフトバンク
- (2) 生命保険の受取人の適用
日本生命、第一生命、オリックス生命、ライフネット生命など
- (3) 住宅ローン（ペアローン、担保提供、収入合算）の適用
みずほ銀行、三井住友信託銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、楽天銀行など
- (4) 飛行機（JAL、ANA）の家族で共有できるマイルの適用
- (5) 従業員への福利厚生の適用
 - ・日本IBM（慶弔金、結婚や介護休暇、転勤時の赴任旅費等）
 - ・損保ジャパン日本興亜（住宅手当、慶弔休暇、弔慰金、介護・看護・育児休暇）
 - ・パナソニック（慶弔休暇、育児・介護支援、単身赴任の際の別居手当等）
 - ・第一生命（結婚や出産時の休暇、同性パートナーの社宅貸与の基準） など

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、全ての人々が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、多様な生き方、個性及び価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現を目指し、性的マイノリティ（性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。以下同じ。）に係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
 - ア 互いの合意のみに基づいて成立し、互いが同等の権利を有し、互いの協力により維持される関係であること。
 - イ 互いに責任を持って、継続的な共同生活を行うこと。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

（宣誓の対象者の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がなく、かつ、宣誓をしようとする者以外の者と本制度及び他の自治体で実施している同様の制度でパートナーシップの宣誓又は登録をしていないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により、婚姻することができないとされている者（以下「近親者」という。）同士でないこと。ただし、近親者以外の者と養親又は養子の関係にある者同士の間においては、この限りでない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）（本市域内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）
- (2) 戸籍全部事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 宣誓をしようとする者の本人確認資料の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 宣誓書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。
(通称名の使用)

第5条 宣誓しようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合に限り、宣誓書において通称名を使用することができる。
(パートナーシップの宣誓の証明)

第6条 市長は、宣誓書を提出した者が第3条に規定する要件を満たしているときと認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号。以下「受領証カード」という。)を交付することによりパートナーシップ宣誓書の受領証明を行う。

2 前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている名前(外国人の場合は、これに準ずるもの)を受領証及び受領証カードの裏面に記載するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、本市との間でパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体(以下「協定自治体」という。)からパートナーシップ宣誓に係る受領証及び受領証カードの交付を受けた者が本市に転入した場合にあっては、当該転入者に本市の受領証及び受領証カードを交付するに当たり、宣誓書の提出を省略することができる。
(受領証等の再交付)

第7条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又は受領証カードを紛失、毀損、汚損等したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証又は受領証カードの再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証又は受領証カードを再交付するものとする。
(パートナーシップの宣誓内容の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓内容変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証又は受領証カードを発行するものとする。この場合において、変更前の受領証又は受領証カードは、回収するものとする。
(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)を提出するとともに、受領証及び受領証カードを市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 宣誓者双方が本市域外に転出した場合(ただし、協定自治体に転出した場合を除く。)

(個人情報取扱)

第10条 市長は、この要綱に基づく事務を行うに当たって収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理するものとする。

2 市長は、あらかじめ宣誓者の同意を得たときは、宣誓者に係る個人情報をパートナーシップに係る他の事業に利用することができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。